

①駐車場の出入口を設けてはいけない場所（駐車場施行令第7条）	
(1) 道路交通法第44条関係	交差点及び側端から5m以内 まがり角から5m以内 横断歩道又は自転車横断帯及び前後の側端からそれぞれ前後に5m以内 安全地帯の左側部分及び当該部分の側端からそれぞれ前後に10m以内 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する表示柱又は表示板が設けられている位置から10m以内 踏切及び前後の側端からそれぞれ前後に10m以内 トンネル、坂の頂上付近、軌道敷内
(2) 横断歩道橋及び地下道の昇降口から5m以内	
(3) 次の施設の出入口から20m以内	小学校、義務教育学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、 幼保連携型認定こども園 知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設 児童公園、児童遊園、児童館
(4) 橋	
(5) 幅員が6m未満の道路(交代して幅員を6m確保することにより認可なしでOK)	
(6) 縦断勾配が10%を超える道路	
②自動車交通に配慮（駐車場法施行令第7条）	
(1) 駐車マスの面積が6000m <sup>2</sup> 以上であるか (以上の時は、出入口を分離し10m以上離す)	
(2) 自動車の回転を容易にするために必要がある場合は出入口に隅切りを設けなければならない(切り取り長さは1.5m以上)	
(3) 出口付近の構造は2m後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて左右それぞれ60度以上の範囲が確認できるようにすること 自動二輪専用の場合は1.3m後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて左右それぞれ60度以上の範囲が確認できるようにすること	
(4) 前面道路が2以上ある場合は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない方の道路に出入口を設けること(歩行者の交通に著しい影響を及ぼす等の特別な理由がある場合を除く)	
③車路（駐車場法第8条）	
(1) 自動車	幅員5.5m以上、一方通行の場合は3.5m以上 料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行の場合は2.75m以上
(2) 自動二輪	自動二輪車専用の場合は3.5m以上、一方通行の場合は2.25m以上 料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行の場合は1.75m以上
④建築物である場合	
(1) 車路（駐車場法施行令第8条）	梁下の高さは2.3m以上とすること 屈曲部の内のり半径を5.0m以上とすること(自動二輪は3.0m) 傾斜部の縦断勾配は17%以内とすること 斜面部の路面は粗面とし滑りにくい材料で仕上げる
(2) 駐車する部分の高さ（駐車場法施行令第9条）	梁下の高さは2.1m以上とすること
(3) 避難階段（駐車場法施行令第10条）	直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は避難階段、またはこれに代わる設備を設けなければならない
(4) 防火区画（駐車場法施行令第11条）	給油所等の火災の危険のある施設を附置する場合は当該施設と駐車場を耐火構造の壁または特定防火設備により区画すること
(5) 換気設備（駐車場法施行令第12条）	内部の空気を床面積1m <sup>2</sup> につき1時間に14m <sup>3</sup> 以上直接外気と交換する能力のある換気装置を設けなければならない(開口部がある場合はその面積がその階の床面積の10分の1以上ある場合はこの限りではない)
(6) 照明設備（駐車場法施行令第13条）	車路の路面 10lx以上 駐車部分の床面 2lx以上
(7) 警報装置（駐車場法施行令第14条）	自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設置すること
⑤特殊な装置「大臣認定制度」（駐車場法施行令第15条）	
機械式駐車装置を用いる場合、大臣が技術的基準（施行令第7～14条）に定める構造または設備と同等以上の効力が認められる場合これらの基準を適用しない	